

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が継続的に就業し、活躍することができるダイバーシティ経営を目指し、次のとおり女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2 当社の課題

- (1) 近年急増しつつある女性職員の定着率向上に向けた取組が不可欠である。
- (2) 現在、管理職に占める女性管理職の比率は約 28%と一定水準以上となっているが、将来の管理職候補である監督職に女性職員がいない。

3 目標、取組内容及び実施時期

目標 1 : 出産を控えた職員や育児に取り組む職員が長期にわたり安心して働くことができるよう育児支援制度等の見直しを行い、社内周知を図っていく。

<取組内容等>

平成 30 年 8 月～ 育児支援制度利用者からのヒアリング及び当該制度に係る先進事例の調査

平成 30 年 10 月～ 就業規則等の改正作業

平成 31 年 4 月～ 改正就業規則施行、社内周知
制度の利用状況を踏まえ、定期的に見直しを実施

目標 2 : 「キャリアデザインセミナー」(仮称)を年 1 回実施し、公社における女性職員の更なるキャリアアップを支援することで、将来監督職を担う人材を創出していく。

<取組内容等>

平成 30 年 10 月～ キャリアデザインセミナーの検討 (内容、実施時期等)

平成 31 年 4 月～ 適切な時期に実施

【女性の活躍の状況に関する情報公表】(平成 30 年 4 月 1 日現在)

- ① 労働者に占める女性労働者の割合 : 28.41%
 - ② 男女の平均継続勤務年数 : 男性 16.13 年、女性 7.10 年
 - ③ 労働者の一月当たりの平均残業時間数 : 11 時間
 - ④ 係長級にある者に占める女性労働者の割合 : 0%
 - ⑤ 管理職に占める女性の割合 : 28.57%
- ※①は人材派遣を含む。②は平成 30 年 3 月 31 日現在の年数 ③は平成 29 年度実績